

証券コード 4894  
2025年6月4日  
(電子提供措置の開始日) 2025年5月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町3丁目  
11番5号日本橋ライフサイエンス  
ビルディング2、507  
クオリップス株式会社  
代表取締役社長 草 薙 尊 之

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://cuorips.co.jp>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株式について」、「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「クオリップス」又は「コード」に当社証券コード「4894」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月18日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月19日（木曜日）午前9時
2. 場 所 東京都千代田区大手町1丁目2番1号  
Otemachi One 三井物産ビル 4階  
大手町三井カンファレンス Room 7, 8  
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 取締役6名選任の件
  - 第2号議案 取締役の報酬額改定の件
  - 第3号議案 監査役の報酬額改定の件
  - 第4号議案 株式報酬型ストック・オプションの報酬額及び内容決定の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
    - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月19日（木曜日）  
午前9時



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月18日（水曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月18日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 股  
XXXXXXXXXX月XX日  
XXXXXXXXXX


投票日現在のご所有株数 XX 株  
議決権の数 XX 股

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXX  
パスワード XXXXXX

見本  
○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号・3号・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

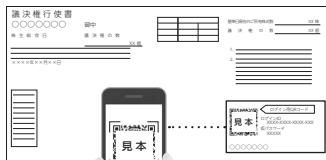
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

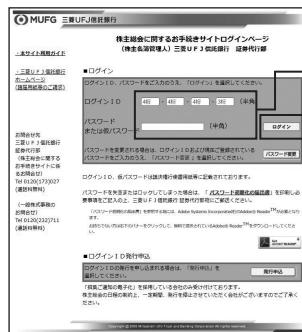


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、日本経済は緩やかな回復基調を維持していたものの、依然続くロシアのウクライナ侵攻や中東地域における紛争、日本を含む各国の政治体制の変動、為替相場の円安継続並びに世界各国での物価上昇等、当社グループを取り巻く経営環境においては依然として不確定要因が多い状況でありました。

再生医療等製品の将来市場規模については、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラムが作成した資料によれば、世界全体で2020年時点では約7,000億円と推計されているのに対し、2030年時点には6.9兆円、2040年時点には12兆円まで拡大すると推計されており、今後の拡大が見込まれます。

( [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousaisei\\_saibou\\_idensi/dai10/siryou1-5.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousaisei_saibou_idensi/dai10/siryou1-5.pdf) )

このような環境のなかで、当社は、虚血性心疾患（ICM）による重症心不全を適応症とするヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの製造販売承認の取得に向け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）への相談や資料提出を通じた承認申請のステップを着実に進めるとともに、各パイプラインの研究開発、治験用再生医療等製品の製造及び製造開発受託（CDMO）サービスの提供等を引き続き行ってまいりました。

また、当社は、2024年6月に米国子会社としてiReheart Inc.を設立し、同年12月には米国スタンフォード大学の心臓胸部外科との間で共同研究開発契約を締結するなど、米国における本格的な事業活動を開始しました。

さらに、2025年4月から10月まで大阪府大阪市で開催される「2025年日本国際博覧会」（大阪・関西万博）において、株式会社パソナグループが出展するパビリオン「PASONA NATUREVERSE」及び大阪府・大阪市が出展するパビリオン「大阪ヘルスケアパビリオン」で当社が開発したiPS心臓や心筋細胞シートがそれぞれ展示されることが決定しており、当社及び当社の研究開発成果が注目されることが見込まれます。

当連結会計年度における当社グループの主要パイプラインの主たる成果は以下のとおりです。

#### イ. ヒトiPS細胞由来心筋細胞シート

虚血性心疾患（ICM）による重症心不全を適応症とするヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの製造販売承認の取得に向け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）への相談や資料提出を進めました。

また、拡張型心疾患（DCM）による重症心不全を適応症とする国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」といいます。）による医師主導治験の支援を行いました。

##### ・虚血性心疾患（ICM/国内）

当社グループの研究パートナーである大阪大学の研究グループは、医師主導治験において予定していた全ての移植手術（全8例）を2023年3月に完了しています。当連結会計年度においては、役員及び従業員が一丸となって承認申請業務に取り組み、2025年4月に厚生労働省に対し、再生医療等製品製造販売承認申請を行いました。

##### ・拡張型心疾患（DCM）

当社グループの研究パートナーである大阪大学の研究グループは、ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの拡張型心疾患（DCM）を効能追加するための研究開発を行っており、本研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の令和5年度「再生医療等実用化研究事業」として採択されております（公募課題「拡張型心筋症に対するヒト（同種）iPS細胞由来心筋細胞シートを用いた臨床試験」）。当社は分担機関として、その一部の研究開発の再委託を大阪大学から受けており、大阪大学が進める臨床試験の支援を行っております。

大阪大学は、2024年3月に正式に治験を開始しており、当社が提供した心筋細胞シートを使用して、2症例の移植が実施されました。

##### ・虚血性心疾患（ICM/海外）

当社グループはヒトiPS細胞由来心筋細胞シートについては、日本だけでなく海外でも製造販売承認の取得を計画しております。

当連結会計年度において、米国における当社製品の研究開発、事業化及び将来のパートナー探索等の現地活動強化を目的に、経済産業省が米国カリフォルニア州パロアルト市に設立したビジネス拠点「ジャパン・イノベーション・キャンパス」内に連結子会社として

iReheart Inc.を設立いたしました。

また、2024年12月には、スタンフォード大学心臓胸部外科と共同研究開発契約を締結いたしました。米国では、既存の心筋細胞シートを米国向けに改良した製品及び新しいコンセプトのiPS細胞由来製品の開発を行う予定であり、心筋梗塞ブタの心臓に移植する動物実験からなる共同研究プログラムを実施することになりました。

#### ロ. カテーテル

朝日インテック株式会社と2022年4月に締結した共同研究契約に基づき、再生医療の新たな技術開発に取り組んでおります。当連結会計年度においては、当該契約に基づき引き続き研究を進めるとともに、大動物実験を実施しました。

#### ハ. 体内再生因子誘導剤

2023年10月に国立大学法人新潟大学との間でNASH（非アルコール性脂肪性肝炎）や肝硬変等の肝疾患を対象とする共同研究契約を締結しており、また当連結会計年度においては大阪大学と消化器内科分野において新たに共同研究契約を締結するなど、共同研究パートナーである各大学と共に探索研究を進めております。

#### 二. Longevity

当社子会社であるクオリプスヘルスケアサイエンス株式会社を通じて、細胞培養上清液の研究を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は175,205千円（前連結会計年度比658.4%増）、営業損失は590,262千円（前連結会計年度は588,487千円の損失）、経常損失は642,014千円（前連結会計年度は627,930千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は644,342千円（前連結会計年度は632,183千円の損失）となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### (企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	第 6 期 (2022年3月期)	第 7 期 (2023年3月期)	第 8 期 (2024年3月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	—	—	23,102	175,205
経 常 損 失 ( △ ) (千円)	—	—	△627,930	△642,014
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	—	—	△632,183	△644,342
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	—	—	△85.86	△80.52
総 資 産 (千円)	—	—	6,184,738	5,741,609
純 資 産 (千円)	—	—	5,983,777	5,529,698
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	—	—	751.28	681.88

(注) 当社では、第8期より連結計算書類を作成しております。

### (事業報告作成会社の財産及び損益の状況)

区 分	第 6 期 (2022年3月期)	第 7 期 (2023年3月期)	第 8 期 (2024年3月期)	第 9 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	13,913	38,278	23,102	257,554
経 常 損 失 ( △ ) (千円)	△373,140	△450,418	△626,058	△501,385
当期純損失 (△) (千円)	△375,337	△452,077	△630,266	△504,593
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	△66.60	△79.90	△85.60	△63.05
総 資 産 (千円)	4,044,906	3,587,417	6,184,710	5,827,746
純 資 産 (千円)	3,895,546	3,453,623	5,983,794	5,619,628
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	686.19	607.17	751.52	693.91

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
クオリプスヘルスケア サイエンス株式会社	10百万円	99.3%	細胞培養上清液の製造、加工及び販売
i R e h e a r t I n c .	0百万円	100.0%	米国における当社製品の研究開発及び事業化

(注) iReheart Inc.は、2024年6月に設立しました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループはヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの早期実用化を目指し、製造販売承認の取得に向けて、以下の課題に対して経営陣、社員一丸となって取り組んでまいります。

##### ① ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの製造販売承認取得への対応

###### ・ガバナンス体制の構築：

当社は、ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの製造販売承認申請を見据え、製造販売業許可を2024年8月に取得し、また製造業許可についても2024年12月に申請しておりますが、これらの許可の要件となっているGQP/GVP省令に基づく組織の整備等について、当社の事業規模に見合った適切かつ合理的なガバナンス体制を構築してまいります。

###### ・製造販売承認に向けた対応：

ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートについて、製造販売承認を取得した後に必要となる市販後調査のための体制の整備、及び当該製品の販売・流通のためのロジスティクスの構築等に引き続き取り組んでまいります。

##### ② 海外展開

将来のパートナー探索や体制の構築を行い、海外での事業化を目的とした取り組みを進めてまいります。

##### ③ 細胞の大量培養システムの開発に向けた取り組み

当社製品の将来的な需要増及び海外での販売を見据えて、細胞の大量製造及び省力化を目的とした共同研究をパートナー企業と進めてまいります。

##### ④ 新たなパイプラインへの対応

ヒトiPS細胞由来細胞をカテーテルによる新たなアプローチで心臓へ移植する治療技術や、体内再生因子誘導による治療薬のみならず、新規開発パイプラインの拡充を図るべく、ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートに続くパイプラインの試作品の開発や治験準備等、製品化に向けた取り組みを推進してまいります。

⑤ 社内管理体制等の強化

制定した社内規程の定着化に向け社内研修・啓発に努めてまいります。また、内部監査を継続的に実施し、内部監査室、監査役会及び会計監査人の三者間で緊密な連携を図ることにより社内管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
再生医療等製品事業	再生医療等製品及び特定細胞加工物の研究及び開発 特定細胞加工物に係る受託開発製造サービス業

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
大阪ラボ	大阪府吹田市
千里研究開発センター (CLIC-1)	大阪府箕面市

② 子会社

クオリアスヘルスケア サイエンス株式会社	本社 (東京都中央区)
iReheart Inc.	本社 (アメリカ合衆国カリフォルニア州)

## (7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
本 社	7 (-) 名	- (-)
大 阪 ラ ボ	16 (1)	7名減 (-)
千里研究開発センター ( C L i C - 1 )	33 (2)	4名増 (-)
合 計	56 (3)	3名減 (-)

(注) 使用人数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
55 (3) 名	4名減 (-)	42.1歳	2.9年

(注) 使用人数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施しておりません。また、今後も積極的な研究開発活動や製造・品質管理体制の構築等を実施していくため、当面は配当を実施せず、資金の留保を優先する方針であります。内部留保資金につきましては、研究開発活動、設備投資、優秀な人材の採用等の資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しております。将来において十分な資金を獲得した時点で、経営成績、財政状態及び更なる投資による企業価値向上との比較結果等を勘案しつつ、配当による利益還元の実施を検討したいと考えておりますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

そのため、当事業年度の配当につきましては、上述の事情を踏まえて、無配とさせていただきます。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,109,116株
- ③ 株主数 11,148名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
第 一 三 共 株 式 会 社	1,000千株	12.4%
テ ル モ 株 式 会 社	530	6.5
澤 芳 樹	205	2.5
松 井 証 券 株 式 会 社	127	1.6
D E F T A L I M I T E D	111	1.4
朝 日 イ ン テ ッ ク 株 式 会 社	100	1.2
ダ イ ダ ン 株 式 会 社	100	1.2
富 士 フ ィ ル ム 株 式 会 社	100	1.2
イ ノ ベ ー シ ョ ン 京 都 2 0 1 6 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	88	1.1
井 上 学	82	1.0

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (15,856株) を控除して計算しております。  
2. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

### 新株予約権（有償）

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2021年10月11日	
新 株 予 約 権 の 数		131,850個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	131,850株 1株)
新株予約権の払込金額		1個につき27円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,000円 1,000円)
権 利 行 使 期 間		2021年10月11日から 2031年10月10日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	131,850個 131,850株 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

(注) 上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,000円を下回る価格となっ

たときは、本新株予約権は失効します。新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。

### 新株予約権（無償）

		第 2 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年10月11日	2022年 8月12日
新 株 予 約 権 の 数		12,100個	58,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,100株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 58,000株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1,000円)	新株予約権1個当たり 1,400円 (1株当たり 1,400円)
権 利 行 使 期 間		2024年 3月 1日から 2031年10月11日まで	2025年 6月27日から 2032年 8月12日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	草 薙 尊 之	最高経営責任者
取 締 役 副 社 長	谷 村 忠 幸	管理本部長
取 締 役	澤 芳 樹	最高技術責任者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻 未来医療学寄附講座特任教授 社会医療法人大阪国際メディカル&サイエンスセンタ ー理事長 兼 大阪けいさつ病院病院長
取 締 役	鮫 島 正	
取 締 役	吉 田 憲 一 郎	株式会社あおぞら銀行エンゲージメント投資部アドバイザ
常 勤 監 査 役	芦 田 典 裕	MicroPort Scientific Corporation社外取締役
監 査 役	山 本 光 太 郎	山本柴崎法律事務所代表弁護士 サッポロホールディングス株式会社社外取締役 (監査 等委員)
監 査 役	阿 部 慎 史	阿部慎史公認会計士事務所代表 ブレイクスルーパートナー税理士法人代表社員 ジャパンM&Aソリューション株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役鮫島正氏及び取締役吉田憲一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役芦田典裕氏、監査役山本光太郎氏及び監査役阿部慎史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役芦田典裕氏及び監査役阿部慎史氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役芦田典裕氏は、金融業界及び製薬業界において長年にわたって経営及び財務に関する業務に従事され、製薬企業の経理・財務に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役阿部慎史氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、会計事務所及び税理士事務所の代表を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2024年6月26日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、取締役井上学氏及び社外取締役島崎亮平氏は任期満了により、また社外監査役住吉透氏は辞任により退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及を受けることによって生ずる可能性のある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該被保険者による故意の背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為、又は故意による法令違反等に基づき発生した損害等については、当該保険により填補されません。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役、管理職従業員、取締役及び監査役と共同被告になった従業員であり、その保険料を全額当社が負担しております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年4月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容等が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

[取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針]

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、社内取締役及び社外取締役のいずれについても、固定の金銭報酬とする。

b. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額又はその算定方法の決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定方針を含む。）

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、その個人別の額は、各取締役の職責、業務負担の程度、貢献度等を総合的に考慮し、同業及び異業種他社の報酬水準並びに当社の事業状況等にも鑑みて決定する。

##### c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法

当社の取締役の個人別の金銭報酬の額は、取締役会において、その具体的内容を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79百万円 (9)	79百万円 (9)	—	—	7名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	—	—	4 (4)
合計 (うち社外役員)	92 (21)	92 (21)	—	—	11 (7)

- (注) 1. 上表には、2024年6月26日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2021年8月13日開催の第15回臨時株主総会において年額100百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第8回定時株主総会において総額を年額14百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役吉田憲一郎氏は、株式会社あおぞら銀行エンゲージメント投資部のアドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役芦田典裕氏は、MicroPort Scientific Corporationの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山本光太郎氏は、山本柴崎法律事務所の代表弁護士及びサッポロホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役阿部慎史氏は、阿部慎史公認会計士事務所の代表、ブレイクスルーパートナー税理士法人の代表社員及びジャパンM&Aソリューション株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鮫 島 正	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました（出席率92.3%）。主に医療・製薬業界における製品開発に係る実務専門家としての見地から、取締役会において、積極的に意見を述べており、特に第三者との共同研究開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 吉 田 憲 一 郎	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました（出席率100%）。主に金融・投資専門家としての見地から、取締役会において、積極的に意見を述べており、特に事業投資について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 芦 田 典 裕	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し（出席率100%）、また、監査役会10回のうち10回に出席いたしました（出席率100%）。金融業界及び製薬業界における経営及び財務に係る実務専門家としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 山 本 光 太 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し（出席率84.6%）、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました（出席率100%）。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 阿 部 慎 史	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し（出席率100%）、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました（出席率100%）。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,125,116</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>177,315</b>
現金及び預金	4,594,824	未払法人税等	24,241
売掛金	6,297	契約負債	2,860
契約資産	153,792	未払金	132,219
有価証券	199,000	預り金	7,031
製品	3,820	その他	10,963
仕掛品	29,742	<b>固 定 負 債</b>	<b>34,595</b>
原材料及び貯蔵品	11,905	繰延税金負債	6,084
その他	125,733	資産除去債務	28,510
<b>固 定 資 産</b>	<b>616,493</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>211,911</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>514,663</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
建物及び附属設備	356,961	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,474,141</b>
機械及び装置	124,726	資本金	1,667,364
その他	32,975	資本剰余金	6,565,846
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>30,271</b>	利益剰余金	△2,746,480
その他	30,271	自己株式	△12,589
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>71,558</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>44,558</b>
その他	71,558	為替換算調整勘定	44,558
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>8,209</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>2,788</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,529,698</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,741,609</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>5,741,609</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	175,205
売上原価	6,954
売上総利益	168,250
販売費及び一般管理費	758,512
営業損失	△590,262
営業外収益	
受取利息	4,095
受取手数料	3,000
その他	90
合計	7,185
営業外費用	
為替差損	36,609
創立費	19,347
株式交付費	1,564
有価証券運用損	1,228
その他	186
合計	58,937
経常損失	△642,014
税金等調整前当期純損失	△642,014
法人税、住民税及び事業税	3,724
法人税等調整額	△422
当期純損失	△645,315
非支配株主に帰属する当期純損失	△973
親会社株主に帰属する当期純損失	△644,342

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,312,846</b>	<b>流動負債</b>	<b>173,522</b>
現金及び預金	3,695,525	未払金	129,706
売掛金	105,241	未払法人税等	24,036
契約資産	153,792	契約負債	2,860
有価証券	199,000	預り金	5,956
仕掛品	29,742	その他	10,963
原材料及び貯蔵品	11,905	<b>固定負債</b>	<b>34,595</b>
前渡金	9,377	繰延税金負債	6,084
前払費用	14,252	資産除去債務	28,510
その他	94,009	<b>負債合計</b>	<b>208,118</b>
<b>固定資産</b>	<b>1,514,900</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b>514,663</b>	<b>株主資本</b>	<b>5,616,068</b>
建物及び附属設備	356,961	資本金	1,667,364
機械及び装置	124,726	資本剰余金	6,566,108
工具、器具及び備品	32,975	資本準備金	4,112,614
<b>無形固定資産</b>	<b>30,271</b>	その他資本剰余金	2,453,493
商標権	1,084	<b>利益剰余金</b>	<b>△2,604,815</b>
ソフトウェア	4,187	その他利益剰余金	△2,604,815
その他	25,000	繰越利益剰余金	△2,604,815
<b>投資その他の資産</b>	<b>969,965</b>	<b>自己株式</b>	<b>△12,589</b>
関係会社株式	898,406	<b>新株予約権</b>	<b>3,559</b>
その他	71,558	<b>純資産合計</b>	<b>5,619,628</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,827,746</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>5,827,746</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	257,554
売上原価	80,193
売上総利益	177,360
販売費及び一般管理費	649,598
営業損失	△472,237
営業外収益	
受取利息	3,457
受取手数料	3,000
業務受託料	2,160
その他の	90
営業外費用	
為替差損	36,609
有価証券運用損	1,228
その他の	17
経常損失	△501,385
税引前当期純損失	△501,385
法人税、住民税及び事業税	3,630
法人税等調整額	△422
当期純損失	△504,593

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

クオリプス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 佑 介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 尋 史

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クオリプス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クオリプス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

クオリプス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 佑 介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 尋 史

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クオリプス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画書において監査の方針及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

クオリップス株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 芦田 典裕 ㊟

社外監査役 山本 光太郎 ㊟

社外監査役 阿部 慎史 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	く さ な ぎ た か ゆ き 草 薙 尊 之 (1958年12月17日)	1981年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 1999年11月 興銀証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）エクイティ調査部副部長 2000年7月 興銀第一ライフアセットマネジメント株式会社日本株シニアファンドマネージャー 2005年9月 みずほ証券株式会社IBPGグループ営業部長 2008年7月 YMRアセットマネジメントCIO 2013年1月 エントラスト株式会社経営企画部長 2020年6月 当社取締役 2020年8月 当社代表取締役社長 最高経営責任者（現任） （重要な兼職の状況） 該当なし	78,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>草薙尊之氏は、金融及び投資業務に係る豊富な経験と高い見識をもとに、当社代表取締役として2023年6月の東京証券取引所グロース市場への株式上場、2025年4月のヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの薬事申請等、当社グループの経営戦略を決定し、また実行してまいりました。これらの経験と実績を踏まえて、引き続き当社の経営を主導することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	さわ よし き 澤 芳 樹 (1955年7月3日)	1980年4月 大阪大学医学部第一外科入局 1989年10月 ドイツMax-Planck研究所心臓生理学部 門、心臓外科部門留学（フンボルト財団 奨学生） 2006年1月 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究 科心臓血管・呼吸器外科（第1外科）主 任教授 2015年3月 一般社団法人日本再生医療学会理事長 2015年4月 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究 科研究科長・医学部長 2019年11月 一般社団法人日本胸部外科学会理事長 2020年10月 日本学術会議会員 2021年4月 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究 科保健学専攻未来医療学寄附講座 寄附 講座教授 2021年8月 同講座 特任教授（現任） 2021年8月 当社取締役 最高技術責任者（現任） 2021年9月 社会医療法人 警和会大阪警察病院（現 社会医療法人大阪国際メディカル＆サイ エンスセンター大阪けいさつ病院）病院 長（現任） 2023年4月 同法人理事長（現任） （重要な兼職の状況） 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻未 来医療学寄附講座 特任教授 社会医療法人大阪国際メディカル＆サイエンスセンター 理事長 兼 大阪けいさつ病院病院長	205,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>澤芳樹氏は、心臓外科及び心臓の再生医療分野における世界的な研究者・執刀医であり、当社への経営参加後は、第三者との共同研究を含め、当社の再生医療等製品の研究開発を主導しております。これらの経験と実績を踏まえて、引き続き当社の再生医療等製品の研究開発を主導することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	たに むら ただ ゆき 谷 村 忠 幸 (1981年9月29日)	2007年4月 旭中央病院入職 2009年4月 厚生労働省保険局医療課、健康局臓器移植対策室 2012年4月 世界保健機関（WHO）本部 HIV/AIDS、Tuberculosis、Malaria and Neglected Tropical Diseases局 2014年4月 厚生労働省医政局医療国際展開推進室 2018年1月 WHO本部Health Systems and UHC局 2020年8月 厚生労働省医政局保健医療技術調整官 2021年4月 ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社 ヘルスケアエクセレンス本部 本部長 2024年4月 当社執行役員（薬事申請関連等担当） 2024年6月 当社取締役副社長 管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当なし	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>谷村忠幸氏は、厚生労働省及び世界保健機関（WHO）における薬事行政に関する経験と実績、また製薬企業における医薬品の開発及び製品化に係る多くの経験と実績をもとに、2025年4月のヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの薬事申請や当社の海外展開等において、重要な役割を果たしております。これらの経験と実績を踏まえて、引き続き当社の事業展開において重要な役割を果たすことが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	さめ しま ただし 鮫 島 正 (1960年3月24日)	1983年4月 テルモ株式会社入社 2000年4月 同社主任研究員 再生医療分野開発責任者 2012年4月 同社主席研究員 再生医療等治験製品製造責任者 2016年4月 同社執行役員 ハートシート事業室長 2017年4月 一般社団法人未来学研究会理事 2018年6月 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム理事 2020年4月 テルモ株式会社理事 2020年11月 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団商用製造委員会委員 2021年5月 当社技術アドバイザー 2021年6月 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム監事 2021年6月 C4U株式会社社外取締役 2022年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 該当なし	500株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>鮫島正氏は、医療・製薬業界における製品開発に係る実務専門家として、特に製品の薬事申請や第三者との共同研究開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。これらの経験と実績を踏まえて、引き続き当社の経営を監督することを期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	よし だ けん いち ろう 吉 田 憲 一 郎 (1963年3月9日)	1985年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 1996年8月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券株式会社（現 シティグループ証券株式会社）入社 2006年3月 ゴールドマン・サックス証券株式会社投資調査部マネージングディレクター 2010年8月 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）株式調査部長 2014年1月 いちごアセットマネジメント株式会社副社長 2014年5月 いちごグループホールディングス株式会社（現 いちご株式会社）社外取締役 2021年4月 株式会社ウフル取締役CFO 2022年10月 株式会社あおぞら銀行エンゲージメント投資部アドバイザー（現任） 2023年4月 当社アドバイザー 2024年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社IHI社外取締役（2025年6月就任予定）	800株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>吉田憲一郎氏は、金融及び投資に係る実務専門家として、特に当社の事業計画や財務戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。これらの経験と実績を踏まえて、引き続き当社の経営を監督することを期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	※ ひら お かず よし 平 尾 和 義 (1962年2月11日)	1984年4月 富士写真フイルム株式会社 (現 富士フ イルム株式会社) 入社 2013年5月 同社医薬品事業部マネージャー 2015年6月 Cellular Dynamics International, Inc. (現 FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.) Chairman & CEO 2015年9月 セルラー・ダイナミクス・インターナシ ョナル・ジャパン株式会社取締役 2017年5月 Opsi Therapeutics, LLC President & CEO 2018年2月 FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc. President & COO 2019年6月 富士フイルム株式会社再生医療事業部次 長 2019年6月 セルトラスト・アニマル・セラピューテ イクス株式会社取締役 2019年6月 株式会社ジャパン・ティッシュエンジニ アリング取締役 2020年6月 同社取締役常務執行役員営業推進本部長 2021年6月 富士フイルムビジネスイノベーション株 式会社常勤監査役 (現任)  (重要な兼職の状況) 該当なし	0株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 平尾和義氏は、富士フイルム株式会社において40年にわたる豊富な実務・マネジメントの経験と実績を有しており、また、米国FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.のCEO等としてiPS細胞ベースの再生医療事業の発展をリードするなど、日米において数々の再生医療関連会社の経営を担った経験と実績を有しております。さらに、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社で監査役を務め、ガバナンス・コンプライアンスへの高いリテラシーを有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識・専門性を踏まえて、当社経営への貢献が期待できることから、当社の取締役として適任であると判断しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 鮫島正氏及び吉田憲一郎氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鮫島正氏は、現在、当社の社外取締役であります。2022年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本総会終結の時をもって3年間となります。
6. 当社は、鮫島正氏との間で、2021年5月から2022年6月までの期間において、アドバイザー業務委託契約を締結しておりましたが、同契約の報酬の額は年額500万円未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではございません。
7. 吉田憲一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。2024年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間となります。
8. 当社は、吉田憲一郎氏との間で、2023年4月から2024年6月までの期間において、業務委託契約を締結しておりますが、同契約の報酬の額は年額500万円未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではございません。
9. 吉田憲一郎氏は、2025年6月25日開催予定である株式会社IHJの定時株主総会の承認を得られた場合には、同社の社外取締役に就任する予定であります。
10. 平尾和義氏は、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社の監査役であります。2025年6月をもって退任する予定であります。
11. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、鮫島正氏及び吉田憲一郎氏と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。本議案による選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定です。
12. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった従業員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約）を締結し、被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を填補することとしています。ただし、当該被保険者による故意の背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為、又は故意による法令違反等に基づき発生した損害等については、当該保険により填補されません。また、すべての被保険者の保険料は当社が全額負担しています。本議案による選任が承認された場合は、取締役全員が引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
13. 当社は、鮫島正氏及び吉田憲一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年8月13日開催の第15回臨時株主総会において、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日にいたっておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額300百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

上記取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、報酬の支給対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

### 第3号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2024年6月26日開催の第8回定時株主総会において、各監査役の個別の報酬等の総額を年額14百万円以内とご承認いただき今日にいたっておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額の総額を年額17百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

監査役の個人別の報酬額につきましては、上記報酬額の範囲内で監査役の協議により決定いたしません。

現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

#### 第4号議案 株式報酬型ストック・オプションの報酬額及び内容決定の件

##### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社グループの経営陣が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社の企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社グループの健全な経営を推進していくことを目的として、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行を予定しております。

このため、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は、当社の取締役以外の者への付与分を含めても0.17%であり、その希釈化は軽微であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

##### 2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

###### (1) 当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役の金銭報酬の額は、2021年8月13日開催の当社第15回臨時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）としてご承認いただいております。また第2号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）となります。

この報酬額の枠内で、今年度における新たな役員報酬制度として、当社の取締役に対しストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容につき、ご承認をお願いするものであります。

本議案における当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の総額は、割当日において新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されているブラック・ショールズ・モデルにより算定される1株当たりの公正な評価額を基準として当社取締役会で定める額を当該新株予約権の発行価額（払込金額）とし、これに割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。その付与については、新株予約権を当社の取締役に割り当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、当社は2023年4月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を本議案に沿った形で変更することを予定しております。

現在の当社の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役6

名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

(2) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

①新株予約権の総数

14,000個を上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額を基準として当社取締役会で定める額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iii 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- iv 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑧新株予約権の取得に関する事項

- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ii 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑨その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

なお、当社は、上記1. のとおり、上記の各新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても、当社の取締役と合計して上記2. (2)①記載の新株予約権の個数を超えない範囲内で、当社取締役会が定める個数において割り当てる予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Otemachi One 三井物産ビル 4階 大手町三井カンファレンス Room 7,8

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、下記のご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)



交通 地下鉄「大手町駅」下車 C4/C5出口直結

●千代田線 ●半蔵門線 ●丸の内線

●東西線 ●都営三田線

JR「東京駅」(丸の内中央口) 徒歩約14分

JR「神田駅」(南口) 徒歩約12分